

議題1 藤沢市地球温暖化対策実行計画の 進行管理について

(1) 達成指標における年度ごとの目標値設定



藤沢市では

藤沢市では2021年(令和3年)2月に「**藤沢市気候非常事態宣言**」を表明しました。

- 脱炭素社会の実現に向け、**2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ**を目指します。
- 気象災害から**市民の安全な暮らしを守るため、風水害対策を強化**します。
- 気候変動の危機的状況を市民、事業者、行政など**あらゆる主体が広く情報共有し、協働**して気候変動対策に取り組みます。

藤沢市気候非常事態宣言

近年、地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑、大型化した台風や局地的な集中豪雨による土砂災害や洪水被害、大規模な干ばつなど、異常気象による災害が世界各国で発生し、甚大な被害をもたらしています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界全体の平均気温の上昇を、産業革命前に比べ2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をする」目標が国際的に広く共有され、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする必要がある」とされています。

藤沢市としても、美しい砂浜が広がる湘南海岸、みどり豊かな里山など、かけがえのない自然環境を未来の世代に残し、引き継いでいく必要があります。

こうした背景から、気候危機が人々に深刻な影響を与え、脅威となっている状況を市民や事業者などあらゆる主体が認識し、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向け、力を合わせて取り組んでいくため、藤沢市は、ここに気候非常事態を宣言します。

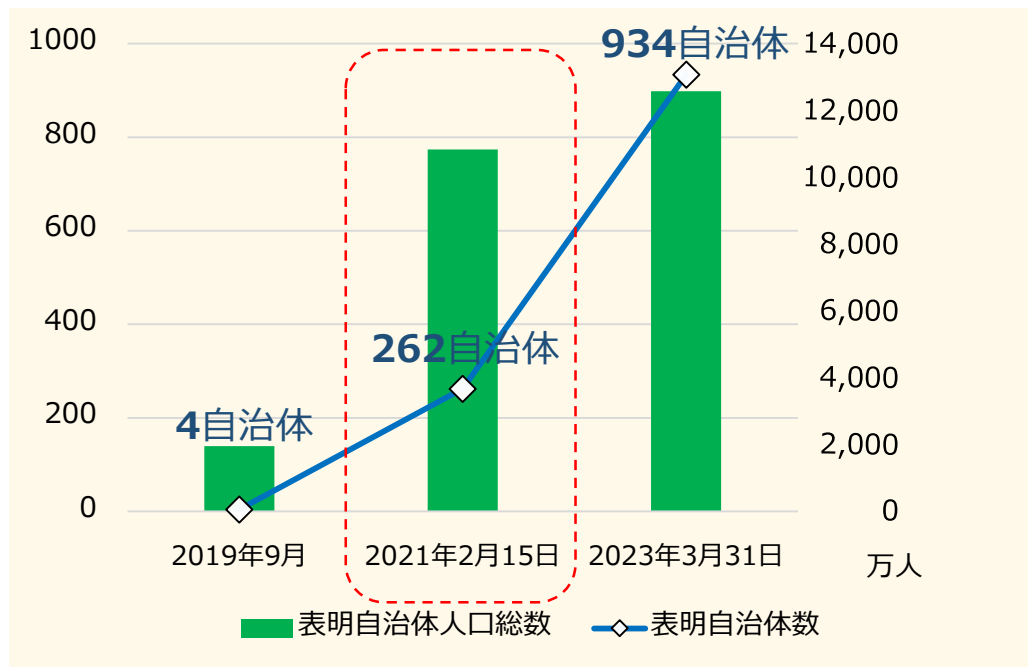
- 1 脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。
- 2 気象災害から市民の安全な暮らしを守るため、風水害対策を強化します。
- 3 気候変動の危機的状況を市民、事業者、行政などあらゆる主体が広く情報共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。

2021年(令和3年)2月15日

藤沢市長 鈴木 恒夫

日本では

【2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体人口・数の推移】



資料：環境省「ゼロカーボンシティ一覧図（表明都道府県地図、表明自治体数・人口グラフ他）（2023.3.31）」
環境省「ゼロカーボンシティ取組一覧（表明自治体）（2023.3.31）」から作成

「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し
藤沢市では

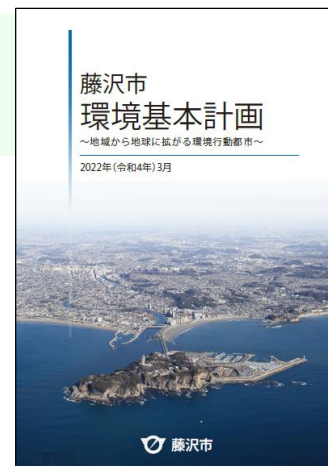


2022年(令和4年)3月に計画改定

- ▷藤沢市環境基本計画
- ▷藤沢市地球温暖化対策実行計画
- ▷藤沢市環境保全職員率先実行計画

藤沢市環境基本計画

- 1999年（平成11年）3月に策定
- 2022年（令和4年）3月に改定



計画の趣旨など

趣 旨	市の環境の保全・創造に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、「地域から地球に広がる環境行動都市」を実現する = <u>市における環境施策は、本計画に基づき策定・推進</u>
目 標	環境の保全及び創造に向けた5つの環境像を掲げ、34項目の達成指標を設定
計画期間	2022年度～2030年度（9年間）

藤沢市地球温暖化対策実行計画

- 2011年（平成23年）3月に策定
- 2022年（令和4年）3月に改定

 P.10で説明



計画の趣旨など

趣旨	国の目標及び「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、 <u>2050年（令和32年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロとするための削減目標</u> を設定し、市民・事業者・行政の各主体が担う役割を明確にしながら、目標達成のための施策を定める
目標	2030年度における温室効果ガス排出量を <u>2013年度比で46%削減</u>
計画期間	2022年度～2030年度（9年間）

藤沢市環境保全職員率先実行計画

- 2011年（平成23年）3月に策定
- 2022年（令和4年）3月に改定



計画の趣旨など

趣 旨	市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減、吸収源の保全及び強化を率先的に実施し、市域全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与する
目 標	2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で56%削減
計画期間	2022年度～2030年度（9年間）



1 藤沢市地球温暖化対策実行計画

第1章 計画の概要

(1) 計画の目標

本編P.2に掲載

本計画の目標は、国の目標及び「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減」を目標として設定し、より高みを目指せるように挑戦をしていきます。長期的な目標として、2050年（令和32年）における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。

藤沢市の温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を
2013年度比で**46%**削減



1 藤沢市地球温暖化対策実行計画

第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

(1) 基本方針

本編P.37～に掲載

基本方針 1 省エネルギー対策の推進



- <主要施策>
- 市民・事業者における脱炭素型ライフスタイルの促進
 - 協働・連携による脱炭素型ライフスタイルの促進
 - 省エネ設備等の導入促進

基本方針 2 エネルギーの地産地消



- <主要施策>
- 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消
 - 自立・分散型エネルギー社会の形成に向けた仕組みづくり

基本方針 3 環境にやさしい都市システムの構築



- <主要施策>
- 環境にやさしい移動手段の促進
 - 緑化の推進
 - 農地の保全

基本方針 4 循環型社会の形成



- <主要施策>
- ごみの減量化・再資源化の推進
 - 循環型社会形成への意識の醸成
 - 雨水の利活用

※ 本編P.38～48に「各主体の取組」を記載



第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組



(2) 達成指標-1

本編P.45～に掲載

基本方針1 省エネルギー対策の推進

■達成指標

指標項目	現状		目標 2030年度
	直近年度	実績	
家庭部門における一人当たりの電力使用量	2018	1,731kWh/人 ^{※1}	1,340kWh/人
業務その他部門における延床面積 1㎡当たりのエネルギー使用量	2018	1,895MJ/m ² ^{※1}	1,077MJ/m ²
「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における 温室効果ガス排出量(2013年度(平成25年度) の温室効果ガス排出量:52,288t-CO ₂)	2020	39,671t-CO ₂ ^{※2}	23,216t-CO ₂

※1 統計データより算定。

※2 藤沢市実績値より算定。

基本方針2 エネルギーの地産地消

■達成指標

指標項目	現状		目標 2030年度
	直近年度	実績	
太陽光発電システム補助件数(累計)	2020	2,767件 ^{※1}	4,117件
太陽光発電システム補助による導入容量 (累計)	2020	10,889kW ^{※1}	16,208kW
再生可能エネルギー導入容量(累計)	2020	48,141kW ^{※2}	115,254kW ^{※3}

※1 藤沢市における実績値。

※2 FIT制度における藤沢市域の導入容量。

※3 32ページの太陽光発電システムの目標導入容量から2021年度(令和3年度)以降の導入容量を算定して設定。



第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組



(2) 達成指標-2

本編P.45～に掲載

基本方針3 環境にやさしい都市システムの構築

■達成指標

指標項目	現状		目標 2030 年度
	直近年度	実績	
自転車専用通行帯の整備距離	2020	3.6km ^{※1}	9.0km
市域の緑地確保	2020	25.1% ^{※1}	29.0%
市民一人当たりの都市公園の面積	2020	5.33m ² ^{※1}	9.0m ²
有機農業の取組面積	2020	19.7ha ^{※2}	81.8ha ^{※3}

※1 藤沢市における実績値。

※2 藤沢市における推計値。

※3 2050年（令和32年）に220haとするため、2022年度（令和4年度）以降、1年当たり6.9ha拡大していく必要があるとして目標値を算定。

基本方針4 循環型社会の形成

■達成指標

指標項目	現状		目標 2030 年度
	直近年度	実績	
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2020	654g/人・日 ^{※1}	612g/人・日
一般廃棄物の資源化率*	2020	33.7% ^{※2}	35%
灰溶融等資源化を除いた一般廃棄物の資源化率	2020	25.8% ^{※3}	25%

※1 藤沢市における実績値。

※2 藤沢市における実績値。前「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における「2026年度（令和8年度）までに32.5%以上にする」という目標値は本市の施設で資源化できない処理困難物を含めた資源化率。

※3 藤沢市における実績値。前「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における「2026年度（令和8年度）までに24.1%以上にする」という目標値は本市の施設で資源化できない処理困難物を含めた資源化率。





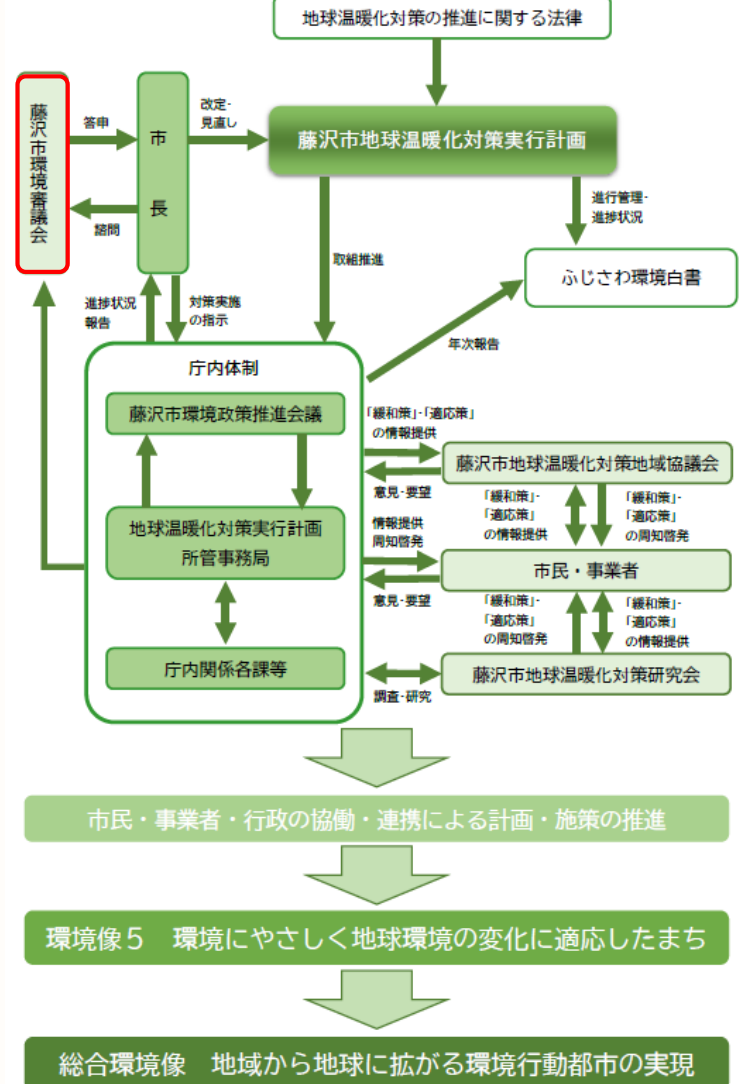
第7章 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制～市民・事業者・行政の協働と連携

各主体が一体となって本計画の推進を図ります。

本編P.62～に掲載

◆推進体制図



◆藤沢市環境審議会

市民・事業者・学識経験者などで構成。本計画及び環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項を諮り、施策を総合的かつ計画的に推進します。

◆藤沢市地球温暖化対策地域協議会

市民・事業者・行政が協力して、地域から地球温暖化防止に向けた対策等を協議し、積極的に実践活動を推進するために設立。協力のもと、本計画の「緩和策」及び「適応策」の推進を図ります。

◆藤沢市地球温暖化対策研究会

企業・学識経験者・行政で構成。藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について、企業と行政が抱える課題や考え方などを共有しながら脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の調査・研究などを進めます。

◆藤沢市環境政策推進会議(2023年7月より藤沢市環境政策推進本部会議に体制変更)

本計画に掲げた施策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、行政の内部に「藤沢市環境政策推進会議」を設置し、取組を進めます。

◆市民・事業者

本計画の推進のためには、市民・事業者の協力が不可欠であり、環境問題について情報提供及び周知啓発を行い、環境意識の醸成を図り、共に環境に配慮した行動を実践していきます。

◆国・県・近隣自治体

河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、地球環境問題など複雑化・多様化する環境問題に対して、国や県との連携、市域を超えた近隣自治体との連携を図り、広域的な視点に立って効果的な施策を展開していきます。



第7章 計画の推進体制と進行管理

(2)PDCAサイクルに基づく進行管理

本編P.64に掲載

市民・事業者・行政の協働と連携により本計画の推進を図ります。
また、計画の達成指標の達成状況等について、毎年度PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

